

# 第9回岐阜県CSF有識者会議

日時：令和3年2月8日（月）

11時00分～12時00分

場所：岐阜県庁4階 特別会議室

## 1 農場を守る対策

(1) 豚熱ワクチン接種による免疫付与状況について

資料1

(2) 県独自推奨基準への対応状況について

資料2

参考1

参考2

## 2 野生いのしし対策

(1) 野生いのししの豚熱ウイルス浸潤状況について

資料3

(2) 野生いのしし対策の実施方針(案)について

資料4

参考1

参考2

## 3 豚熱・アフリカ豚熱対策の課題と今後の対策について

資料5

### 配布資料

資料1 豚熱ワクチン接種による免疫付与状況について

資料2 県独自推奨基準への対応状況について

参考1 飼養場の飼養衛生管理のための施設整備に係る事例集

参考2 飼養衛生管理マニュアル（ひな形）

資料3 野生いのししの豚熱ウイルス浸潤状況について

資料4 野生いのしし対策の実施方針（案）について

参考1 PCR、ELISA陽性率の推移

参考2 狩猟開始以降の経口ワクチンサーベイランス結果

資料5 豚熱・アフリカ豚熱対策の課題と今後の対策について

## 第9回岐阜県CSF有識者会議 出席者名簿

### ■委 員

(五十音順、敬称略)

青木 博史	日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)	Web
浅井 鉄夫	岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)	
石黒 利治	(公社)岐阜県獣医師会 会長	
伊藤 貢	(有)あかばね動物クリニック 獣医師 一般社団法人日本養豚開業獣医師協会 理事	Web
江口 祐輔	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 畜産・獣害研究領域 鳥獣害対策技術グループ長	Web
小寺 祐二	宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授	欠席
只野 亮	岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 応用動物科学コース 動物ゲノム多様性学分野 准教授	欠席
平田 滋樹	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害グループ 上級研究員	Web
山本 健久	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス・疫学研究領域疫学ユニット長 国拡大豚熱疫学調査チーム 委員	Web

### ■ワーキンググループ アドバイザー

迫田 義博	北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授	Web
-------	--------------------------	-----

### ■オブザーバー

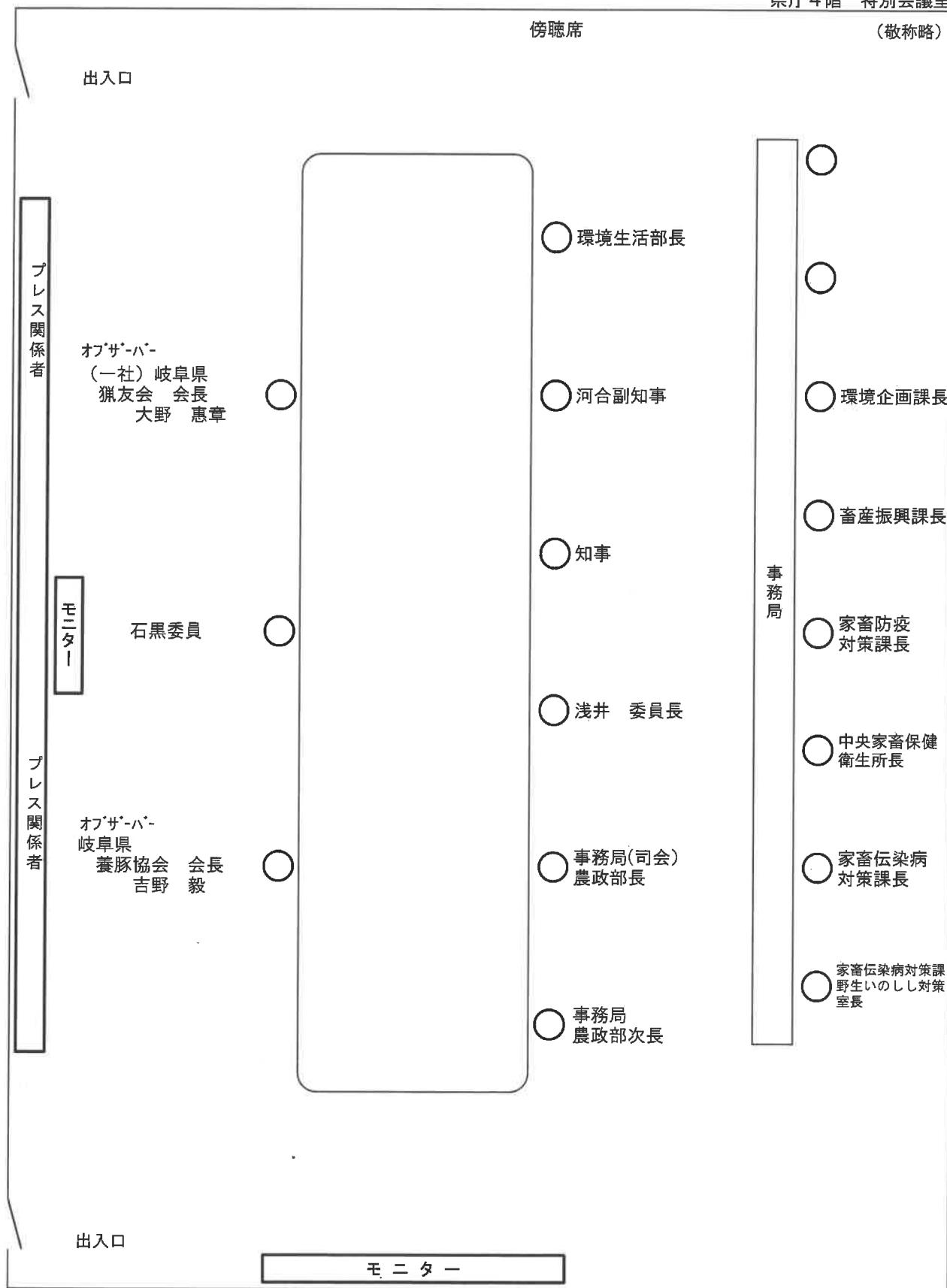
岩田 啓	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 家畜衛生専門官	Web
日比 浩之	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 野生動物専門官	Web
吉野 毅	岐阜県養豚協会 会長	
大野 恵章	(一社)岐阜県獣友会 会長	

### ■県関係

古田 肇	岐阜県 知事
河合 孝憲	岐阜県 副知事
長尾 安博	岐阜県 農政部長
西垣 功朗	岐阜県 環境生活部長
平野 孝之	岐阜県 農政部次長

## 第9回岐阜県CSF有識者会議 配席図

令和3年2月8日（月）  
県庁4階 特別会議室



## 豚熱ワクチン接種による免疫付与状況について

### 1 免疫付与状況

- 肥育豚において、適切な時期に接種を行うよう改善しているが、依然として免疫付与率が低い状況。
  - 母豚の抗体レベルによっては、国が示した50～60日齢での接種によっても、ワクチンブレイクが生じている可能性あり。
  - 一方、と畜場出荷時点では8割以上が免疫付与されていることから、免疫付与効果の遅延が生じている可能性あり。
- 農場によって免疫付与状況にはばらつきあり。
  - 各農場の母豚の抗体レベルに応じた接種時期の見極めが必要。

<母豚の抗体レベルを踏まえた適切な接種時期設定の取組み>

- ・ R2.4～11月：適期設定の調査

※母豚とその子豚の移行抗体及びワクチン接種後の抗体レベルの推移を調査

- ・ R2.5月～：免疫付与率が8割未満の農場は接種時期を遅らせる。
- ・ R2.9月～：国の方針を受けて農場の状況に応じ50～60日齢に接種
- ・ R2.12月～：農場ごとに適期を設定する取り組みを開始

#### ◆肥育豚への接種時期と免疫付与率の推移（県内接種分。接種区域外からの肥育導入豚を除く）

接種時期 (主な日齢)	R元.10~11 初回一斉接種	R元.11~R2.9 (30～40日齢)	R2.5~11 (40～50日齢)	R2.9~11 (50～60日齢)
肥育豚	99% (343/346)	69% (266/385)	61% (187/306)	49% (26/53)
(参考)繁殖豚	95% (207/217)		94% (613/649)	

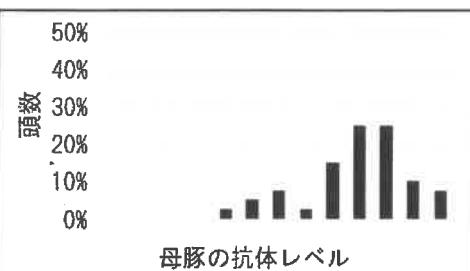


※と畜場出荷時点の免疫付与率（R2.9月～11月）

肥育豚（1回接種）	83% (334/401)
肥育豚（追加接種あり）	92% (76/83)

#### ◆母豚の抗体レベルの分布の例

A農場



B農場



→ ばらつきが大きいため、空白期間を生じず、8割以上テイクする適期の設定が困難

→ 抗体レベルが高いため、適期は70日前後と想定

## 2 今後の対応

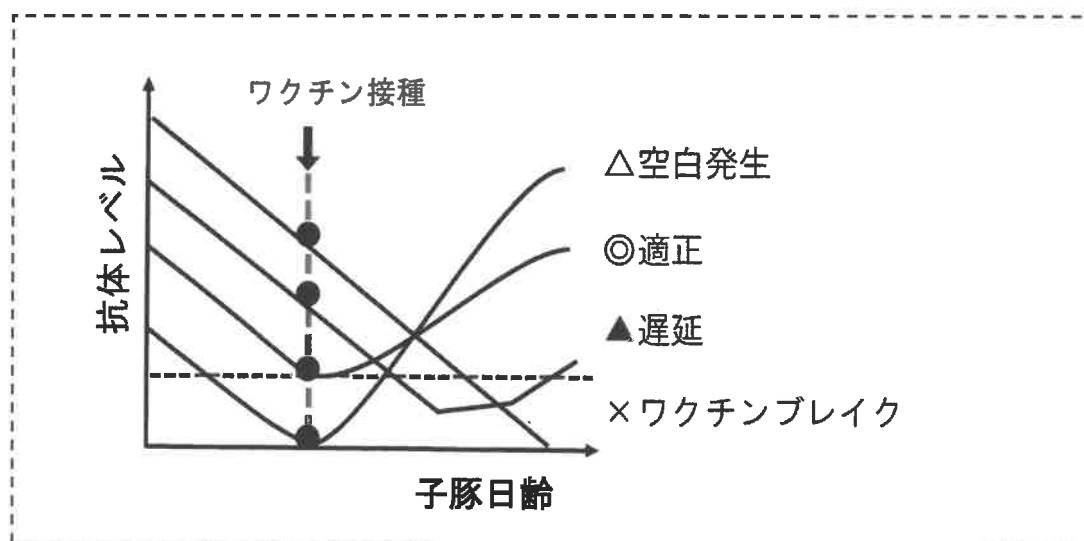
- 母豚の抗体レベルのばらつきが大きいなど、適期が見極め難い農場においては、肥育豚に2回接種を行うことも選択肢となりうるが、野生いのししの感染状況等も勘案し、総合的に判断。
- したがって、当面は、引き続き、各農場における母豚の抗体レベルを把握のうえ、適切な接種時期を設定し、接種を実施。  
※ 母豚の抗体レベルが落ち着くとされる2年間程度を想定。

### ◆母豚の抗体レベルを踏まえた当面の対応（案）

母豚の抗体レベル	肥育豚への接種時期	メリット・デメリット
<b>全農場</b> ※当面は、ばらつきが大きい農場も含めて実施	<b>1回接種（従来通り）</b> ※免疫付与が8割を切る場合は追加接種で対応。	・追加接種を行っても次のモニタリングまでの間（約半年後）、8割を切るレベルであっても見過ごされるリスクあり
<b>ばらつきが大きい農場</b> ※野生いのしし感染状況等を勘案	<b>2回接種も検討</b> ※「空白期間を生じない早めの時期」と「その1か月後」	・確実な免疫付与が期待できる ・手間、費用がかかる

### （参考）肥育豚の移行抗体レベルと適切な接種時期のイメージ

- 統計学的手法を用いて、ワクチンの空白期間を生じさせず、かつ、ワクチンブレイクや遅延を起こさない適期を農場ごとにシミュレーション



## 県独自推奨基準への対応状況について

- 国の飼養衛生管理基準については、全農場で対応済み。
  - 県独自の施設整備に係る推奨基準（昨年8月策定）に則し、施設整備を希望する養豚農場（10農場）について、先行して取組状況のチェック（41項目）を実施。
  - その結果を踏まえ、ハード・ソフト両面による改善事項を各農家の「衛生管理向上計画」として整理。
- ※ 他の農場においても、管理獣医師等と連携してチェック表による点検を実施し、衛生管理向上計画の策定を指導中。

### 1 主な項目の取組状況（10農場）

- 外柵の二重化、シャワー室・更衣室等については、これまでの施設整備支援により対応が進んでいる。
- 一方、豚舎にウイルスを入れないための構造、飼料等の関連事業者が農場内へ入らない構造等については、更なる向上の余地がある。

項目	対応済み 農場	現在対応中 農場
<b>1 農場の基本的な形態</b>		
サブエリア（外柵と内柵）の設置	1	
外柵の二重化（電気柵及びフェンス）	9	1
場内通路の舗装	5	1
<b>2 人・車両の出入り</b>		
シャワー室・更衣室	6	2
車両消毒場所の排水構造	9	
<b>3 豚舎</b>		
オールイン・オールアウト構造	4	
一時隔離施設	1	1
更衣・消毒設備	4	
<b>4 物品・飼料の受入れ・保管</b>		
燻蒸庫・パスボックス	5	2
管理区域外からの飼料供給	3	
飼料搬送ライン	4	2
<b>5 へい獣・糞尿処理</b>		
適切なへい獣保管・処理施設	7	
施設規模に応じた糞尿処理施設	9	1

### 2 衛生管理向上に向けた農家の取組みへの支援

- ハード面については、国交付金も活用した設備整備支援を実施。
- ソフト面については、JASV等の専門家と連携し、農場の形態等に応じたオペレーションの改善や作業手順書の作成等を指導。

# 養豚場の飼養衛生管理のための 施設整備に係る事例集

令和3年1月

岐阜県農政部

# 目 次

目 次	1
まえがき	1
基本的な農場形態	2
関係者出入口	3
管理棟・更衣室等	4
車両等の出入り口（車両消毒ゲート・車両消毒場）	6
豚の受入、出荷設備	7
豚の飼育施設	8
飲用水設備	10
飼料の受入・搬入設備（タンク・飼料搬送ライン）	11
へい獸処理設備	12
糞尿処理設備	13

## まえがき

平成30年9月に県内で発生した豚熱により、県養豚業は大打撃を受けるとともに、豚熱は野生いのししを介し全国へ広がりを見せています。

また、アジアや欧州でアフリカ豚熱が猛威を振るっており、豚熱に加え、アフリカ豚熱への備えも急務となっています。

国は、令和2年7月に飼養衛生管理基準を改正しましたが、岐阜県ではより高いレベルの衛生管理を目指す独自の施設整備に係る推奨基準を策定したところです。

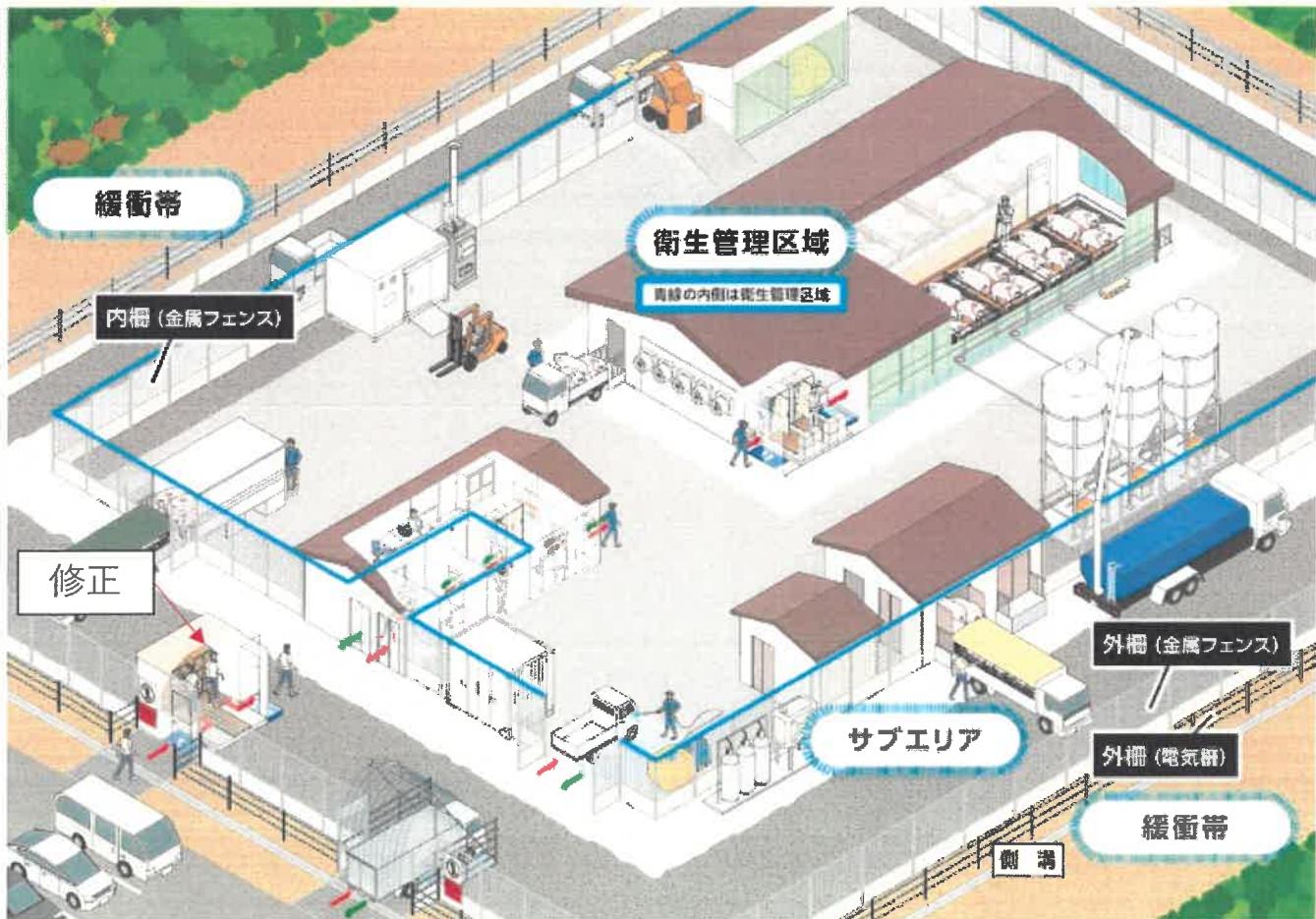
本事例集は、養豚農場の具体的な整備事例や留意点を取りまとめたもので、農場におけるバイオセキュリティの向上を図るために参考資料として作成しました。

# 基本的な農場形態

## 基本的な考え方

野生動物、飼養に関係のない者及び物品を農場内に入れないことが前提です。各エリアを柵で区分し、境界への消毒設備及び更衣施設の設置、エリア内施設の適正配置により病原体の侵入及び拡散を防止します。

## 農場形態



- ・衛生管理区域とサブエリアを設け、柵で区域を区分
- ・サブエリアの外周には農場の立地状況に応じて緩衝帯を設け、消石灰の散布、除草・清掃等を行うなど、野生動物の寄り付きを防止
- ・飼養に関係のない者や野生動物の侵入を防止するため、外柵は金属製フェンスと電気柵の二重柵、内柵は金属製フェンスを設置
- ・積雪地域では、野生動物の雪上歩行を考慮した高さの柵を設置または除雪作業を徹底し、野生動物の侵入を防止
- ・外柵の外周には側溝や壁等を配置、衛生管理区域内の通路はアスファルト、コンクリート等で舗装
- ・農場で使用する機材等による交差汚染を防止するため、衛生管理区域、サブエリア、緩衝帯のそれぞれに専用の機材（フォークリフト、トラック、トイレ、清掃用具、収納庫等）を整備

## <ポイント>

金属製フェンス(ワイヤーメッシュ)



フェンスの高さは2m程度とする。小動物の侵入防止のため、フェンス下部を高さ50cm程度のトタン板で覆う。

金属製フェンス(鋼板)



外柵を鋼板製することで、小動物の侵入を防止。鋼板下部に隙間ができるないうよう設置。隙間がある場合は、金網、トタン板等で塞ぐ。

側溝



農場外の雨水が農場に入らないよう、側溝を整備する。  
農場内はアスファルト舗装する。

## 関係者出入口

### 推奨基準

- ・関係者出入口は、サブエリア区域に配置する。
- ・施設内は、スノコ等を用いて農場外とサブエリア区域を明確に区域分けする。
- ・農場外側とサブエリア区域側の両方に出入口扉を設け、一方通行（ワンウェイ）となる構造とする。
- ・施設内には、靴の消毒マット、靴等の履き替え、手指消毒できる設備、器具等を備える。



### <ポイント>

○サブエリアに入る前にサブエリア専用長靴に履き替え

○下駄箱は、外履き用と内履き用を区分し、交差汚染を防止

○スノコまたはベンチを置き、農場外とサブエリアを区分け、靴を脱いだ足が直接地面につかないよう注意

○サブエリアがなく、衛生管理区域に直接入る場合は、この場で専用着に更衣

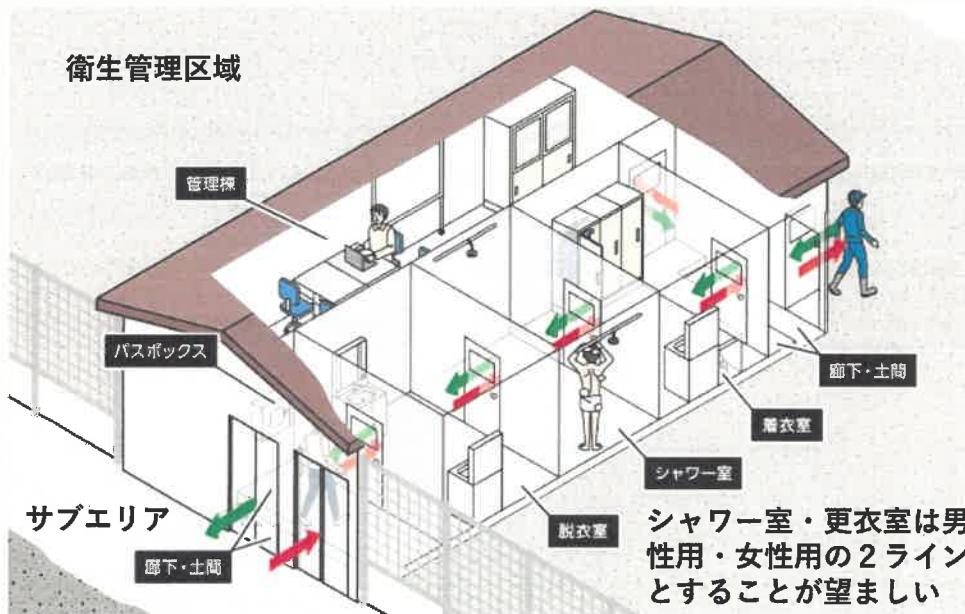
○来場者の記録が残るよう名簿を整備



# 管理棟・更衣室等

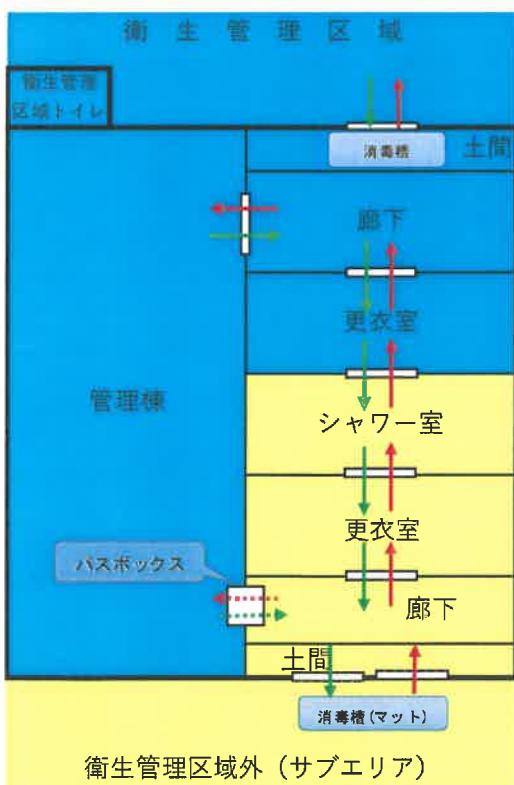
## 推奨基準

- 農場の管理棟は、衛生管理区域に配置する。
- 衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は、衛生管理区域として管理する。
- 管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区別する。



### <ポイント>

- 建物出入口に消毒マットまたは消毒槽を設置
- 小物はバスボックスで消毒後に衛生管理区域側で取出す構造
- 衛生管理区域で使用したタオルを区域外に持ち出さないよう、着衣室に回収ボックスを設置
- 衛生管理区域専用トイレとサブエリア（衛生管理区域外）専用トイレを設置
- シャワー室から土間に出ることなく管理棟へ入れる構造等により、管理棟内外の交差汚染を防止



# < 整備例 >

## パスボックス



## 一方通行の表示



### 【注意】

衛生管理のため、  
シャワー後に脱衣室  
に戻ることはできま  
せん。

万が一、脱衣室に  
戻った場合は、必ず  
再度シャワーを浴び  
てください。

- 衛生管理区域外から預け入れ、消毒完了後に、衛生管理区域内で取り出せるような構造
- 小物類は可能な限りアルコール消毒を併せて実施
- UVランプが照射された部分しか殺菌されないことに注意

- 目につく場所に一方通行であることを明示
- シャワー後に脱衣室に戻った場合は必ず再度シャワーを浴びることを明示

## <その他付帯設備等>

### 衛生管理区域専用洗濯機

- 衛生管理区域内専用着は、区域内で洗濯して使用できるよう、専用洗濯機を設置
- 洗濯機は、作業着専用とそれ以外（下着、バスタオル等）用を分けて設置

### 衛生管理区域専用洗濯機



### 使用済みタオル回収ボックス

- シャワー後に使用したタオルが区域外に持ち出されないように、着衣室に回収ボックスを設置

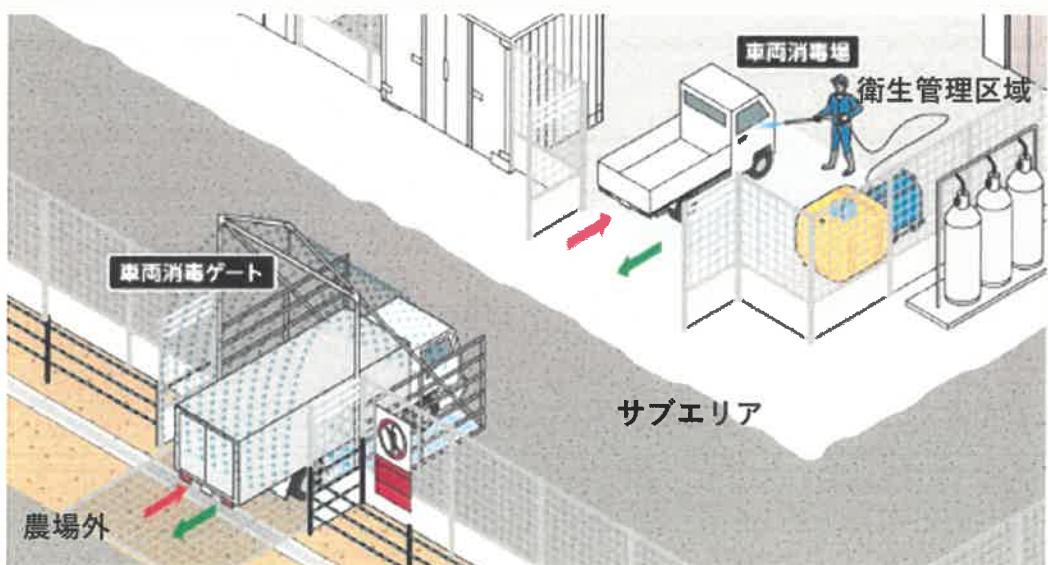
### 管理に係る事務スペース

- 衛生管理区域外に出る必要がないよう、必要な帳簿類を整備
- 応接や宅配物の受取り等を行う事務所は農場外に設置
- 農場で応接や宅配物の受取りが必要な場合は衛生管理区域外で行い、飼養衛生管理マニュアルでウイルスを持ち込まない対策を規定

# 車両の出入口（車両消毒ゲート・車両消毒場）

## 推奨基準

- ・サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようとする。
- ・サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置する。
- ・消毒場所にはコンクリート盤、排水溝を設置し、洗浄で落下した有機物を洗い流せる構造とする。



車両消毒ゲート



### <ポイント>

- 微細ミスト等により、車両底面に付着した塵埃も消毒を徹底
- タイヤ全体が消毒されるように十分な幅の車両消毒槽を設置
- 扉の施錠を行うとともに、標識により許可のない車両の進入禁止を明示
- 車両消毒槽内の薬液は、こまめに新しい薬液に交換

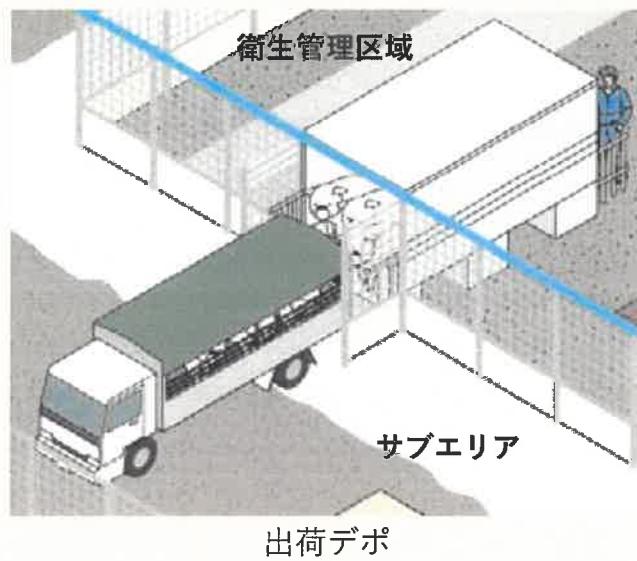
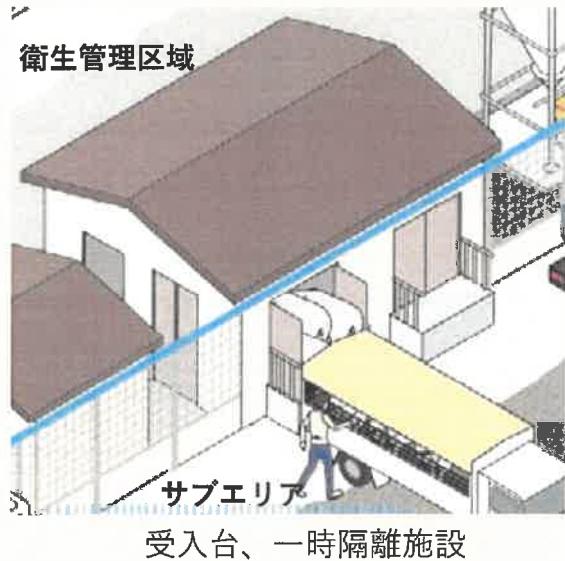


車両消毒槽の付いた消毒ゲート

# 豚の受入、出荷設備

## 推奨基準

- 導入豚の受入設備（受入台）及び出荷豚の積出し設備（出荷デポ、出荷台）を整備し、導入豚と出荷の導線が交差しないよう配置する。



出荷デポ

### <ポイント>

○出荷デポは、と畜業者との交差汚染を防ぐため、衛生管理区域から出荷豚を搬入、サブエリア側から搬出できる構造

○施設の内部は、出荷毎に洗浄・消毒でき、衛生状態が保たれた構造

○受入台、出荷デポ・出荷台については、構造と使い方に応じて、飼養衛生管理区域内外の区域分けを明確にし、作業員の動線や消毒方法等を飼養衛生管理マニュアルで規定

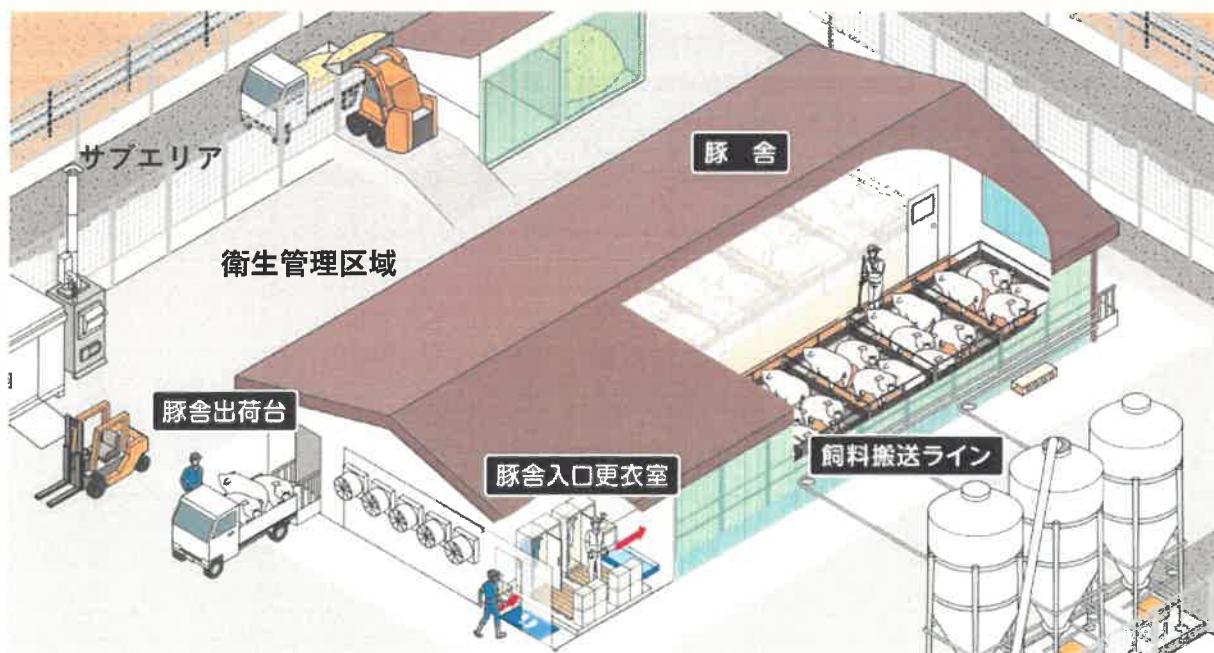


コンテナを活用した出荷デポ

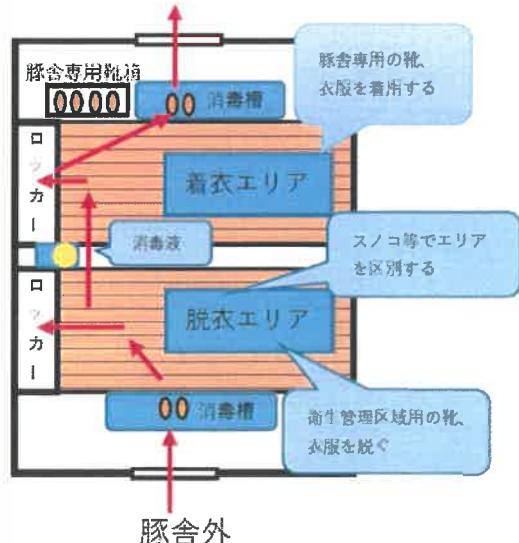
# 豚の飼育施設

## 推奨基準

- ・豚舎は、豚舎ごと又は、壁等で仕切られた部屋ごとにオールイン・オールアウトできる構造とする。
- ・豚舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。
- ・豚舎（排せつ物の搬出設備を含む）は野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は防鳥ネット等で閉鎖する。
- ・衛生管理区域内で豚の移動を行う場合は、移動のための施設（豚舎間通路等）若しくは設備（移送用ケージ、フォークリフト等）を有すること。



豚舎入口更衣室  
豚舎飼育エリア



## <ポイント>

- 脱衣、着衣のエリアをスノコ等で区分
- 靴を着脱する際には消毒槽で消毒を実施
- 着衣エリアで着衣前に手指消毒を行えるように消毒液を設置

# < 整備例 >

## 豚舎間通路



## 防鳥ネット



- 野鳥等が豚に接触しないよう屋根、壁、フェンス等により通路外と隔離
- 豚舎間通路の整備に換えて、豚の移動の際に鉄板等を設置し、一時通路とすることも可能  
(その都度設置し、洗浄・消毒することが必要)

- 豚舎開口部（出入口を含む）に防鳥ネットや亀甲金網などを張り、野鳥、ねずみ等の豚舎内への侵入を防止
- 害虫、ねズみ対策は、飼養衛生管理マニュアルにおいて、侵入防止対策を規定

## <その他付帯設備等>

### フォークリフト・ケージ

- 豚舎間通路がない場合、豚を地面に接触させずに移動させるため、ケージや場内運搬車を使用

- 使用するケージ等は使用の前後に洗浄・消毒を実施。使用前の洗浄・消毒が困難な場合は、毎回使用後に洗浄・消毒し、野鳥等に汚染されないよう保管



豚移動用のケージ

## 豚舎換気扇

- 豚舎規模に応じた換気扇を設置し、飼養環境を改善

## 豚舎周辺の消毒・除草

- 畜舎周囲は2m以上の幅で砂利敷とし、地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布

- 野生動物の隠れ家とならないよう、除草剤の散布等により、場内の除草を定期的に実施



豚舎換気扇

## 飲用水設備

### 推奨基準

- ・飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合は、消毒するための設備を有すること。



### <ポイント>

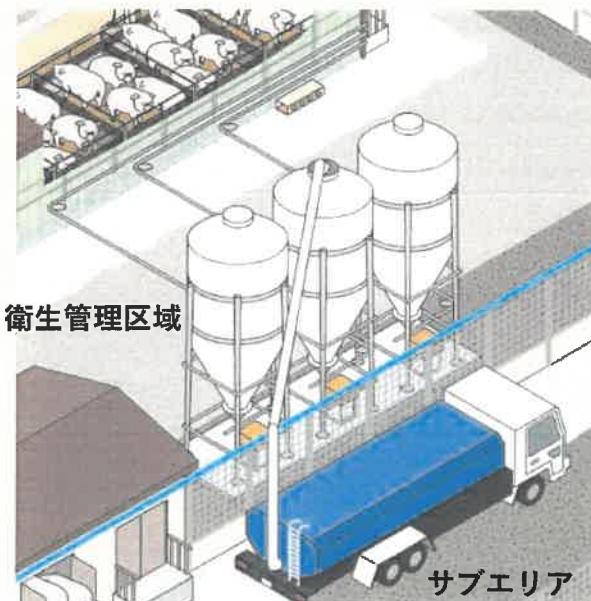
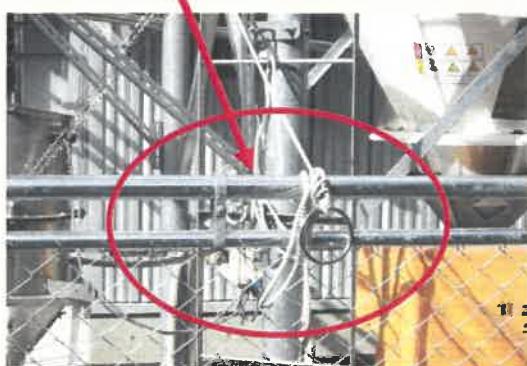
- ため池や沢水は、野生動物の排せつ物等が混入し、病原体に汚染されている可能性があるため、飲水に供する場合は次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒を実施

- 必要な塩素濃度が保たれていることを定期的に確認

# 飼料の受入・搬入設備（飼料タンク・飼料搬送ライン）

## 推奨基準

- ・荷受け用飼料タンクは衛生管理区域の外縁で、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置する。
- ・荷受け用飼料タンクから衛生管理区域内のタンク等への飼料の移送は、搬送ライン又は衛生管理区域専用のバルク車等により行う。
- ・袋詰飼料を使用する場合は、衛生管理区域に持ち込む前に殺菌処理ができる設備（くん蒸庫等）を設置するとともに、衛生管理区域外から持ち込んだ飼料を衛生管理区域内で取出しできる構造とする。



蓋の開閉ロープを衛生管理区域外に設置、衛生管理区域外からの作業が可能

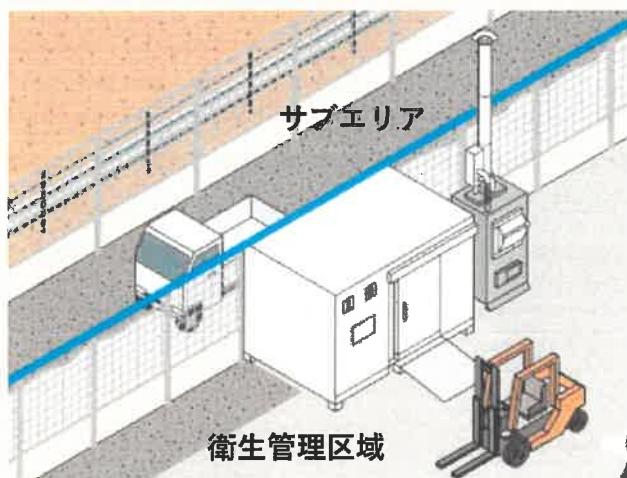
## < ポイント >

- 飼料が外部と接触することなく給餌でき、農場内への飼料の飛散が起きないよう、飼料搬送ライン（自動給餌器）を整備
- バルク車作業員が飼料タンクに上ることなく、衛生管理区域外にあるロープ等を用いてタンクの蓋の開閉ができる構造
- 伝票の受渡しは衛生管理区域外で行う

# へい獸処理設備

## 推奨基準

- ・へい獸を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置する。
- ・へい獸処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。
- ・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、へい獸の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。



へい獸保管庫

### <ポイント>

- 衛生管理区域外へのへい獸や焼却灰の搬出専用ゲートを設置
- 衛生管理区域内外での作業者を分け、衛生管理区域内は農場従業員が作業を実施
- へい獸処理設備には、作業後にへい獸運搬車（衛生管理区域内用）を消毒可能な設備を設置
- 保管庫には、へい獸搬出後に保管庫の洗浄・消毒ができる資材、洗浄廃水用の排水溝を設置
- 構造・作業内容を踏まえた作業員の動線や作業機材の消毒方法等を飼養衛生管理マニュアルで規定



焼却炉

# 糞尿処理設備

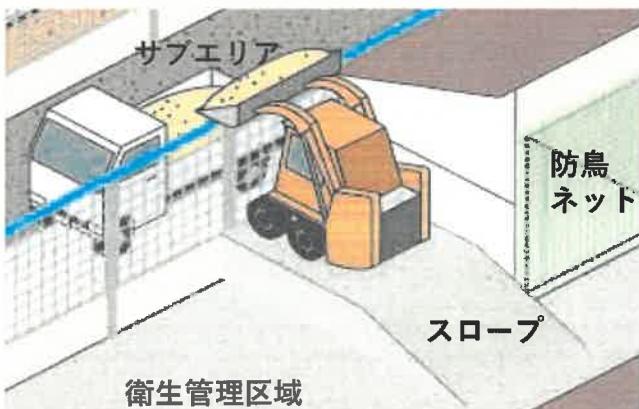
## 推奨基準

- ・衛生管理区域内に飼養規模に応じた適切な糞尿処理設備を設置する。
- ・糞尿処理設備（堆肥舎及び尿処理設備の固形物ピット）は、野外動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。
- ・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外へ積出しできる構造とする。

## <ポイント>

- 衛生管理区域内のホイルローダー等により、衛生管理区域外（サブエリア）に出ることなく堆肥搬出できる構造
- 衛生管理区域内外での作業者を分ける

## <整備例>



- ホイルローダーの高さに合わせたスロープを設置し、柵の上部から堆肥を搬出できる構造

- 衛生管理区域外への堆肥搬出専用ゲートを設け、衛生管理区域内からホイルローダーにより、搬出できる構造

# ○○農場

## 飼養衛生管理マニュアル

### （ひな形）

本「飼養衛生管理マニュアル（ひな形）」は、国が示したマニュアル例をベースに、先に策定した県独自の「養豚農場の飼養衛生管理のための施設整備に係る推奨基準」に規定した事項も踏まえつつ、養豚農家向けのひな形として作成したものです。

実際のマニュアル作成にあたっては、本マニュアルを活用するとともに、管理獣医師や JASV 等の専門家、家畜保健衛生所の指導を得つつ、農場の立地や施設・設備の整備状況等に応じて、適宜、追加、修正をお願いします。

岐阜県農政部

# 目 次

## 1 基本的事項

1	家畜所有者の責務	4
2	飼養衛生管理者の責務	4
3	記録の作成及び保管	5
4	豚の健康観察	5
5	特定症状が観察された際の対応	6
6	特定症状以外の症状が確認された場合の対応	7

## 2 農場外での対策

1	農場外の家畜等の取扱い禁止	8
2	海外からの肉製品の持込み禁止	9
3	海外渡航時及び帰国後の対策	9
4	他の畜産関係施設等に立ち入った者への措置	10
5	農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組み	10
6	愛玩動物の飼育禁止	10

## 3 サブエリアから出る際の対策

1	サブエリア入場時の動作フロー	11
2	サブエリアへの車両入場時の動作フロー	11

## 4 衛生管理区域に入る際の対策

1	入場時の動作フロー	12
2	車両入場時の動作フロー	13
3	導入する豚に関する確認事項	14
4	導入した豚の一時隔離	14

## 5 衛生管理区域の管理及び対策

1	衛生管理区域内の整理・整頓	15
2	飼養豚の健康観察	15
3	飼料対策（野生動物の誘因防止対策）	16
4	飲水対策（「飲用に適した水」の確保）	17

5	野生動物の侵入防止対策	18
6	死亡豚等への野生動物の接触防止対策	19
7	へい獸保管庫及び付帯設備の適切なメンテナンス	19
8	ねずみ対策	20

## 6 豚舎の管理及び対策

1	豚舎に立ち入る際の動作フロー	21
2	豚舎から退出する際の動作フロー	21
3	豚舎外からの持ち込みの禁止	22
4	豚舎内で使用する器具の定期的な洗浄及び消毒	22

## 7 衛生管理区域から出る際の対策

1	退場時の動作フロー	23
2	車両退場の動作フロー	24
3	飼養豚の出荷または移動時の健康観察	25
4	出荷デポにおける交差汚染防止対策	25
5	衛生管理区域からの物品の持出し	26

## 8 サブエリアから出る際の対策

1	サブエリア退場時の動作フロー	26
2	サブエリアからの車両退場時の動作フロー	26

## 【基本情報】

家畜所有者 【氏 名】 【連絡先】  
飼養衛生管理者 【氏 名】 【連絡先】  
担当の獣医師 【診療施設名】 【氏 名】 【連絡先】

## 緊急連絡網を記載

## 農場平面図

豚舎、衛生対策設備（消毒設備等）、飼料タンク、浄化槽、堆肥設備、防護柵、場内通路（舗装状況を含む）等の農場内設備を記載

# 1 基本的事項

## 1—1 家畜所有者【家畜所有者氏名】の責務

- ・【家畜所有者名】の連絡先及び優先順位は以下の通りとし、常時、【飼養衛生管理者名】及び従業員からの緊急連絡を受けることができる体制を維持する。  
【家畜所有者名】【①携帯電話番号、②事務所番号、③メールアドレス、  
④FAX 番号】

## 1—2 飼養衛生管理者【飼養衛生管理者名】の責務

- ・【頻度】、家畜保健衛生所から提供される情報を【手段】で確認する。
- ・【頻度】、【講習会・ウェブサイト等】で家畜防疫に関する情報を収集する。
- ・【頻度】、家畜保健衛生所や担当獣医師の指導を踏まえて、農場の飼養衛生管理状況の点検を行い、不備がある場合には改善を実施する。
- ・家畜保健衛生所の検査、担当獣医師による点検等で受けた指摘事項等については、原則【期間】に改善する。また、必要に応じて作業手順を見直し、全従業員に周知するとともに、一連の対応を記録する。
- ・担当獣医師に各種検査の実施、ワクチンプログラムの管理、飼料設計、家畜伝染性疾患等に関する情報の提供を求める。
- ・担当獣医師や家畜保健衛生所からの指摘、施設や設備の整備、作業手順の変更などにより、飼養衛生管理マニュアルの記載事項に変更があった場合は速やかにマニュアルの修正を行う。
- ・飼養衛生管理マニュアルの内容、家畜伝染病疾患の発生及びまん延防止に関する情報について、【頻度】、【周知手段】により従業員や外部訪問者に周知する。
- ・担当獣医師や従業員との連絡を密にし、常時連絡を受けられる体制を取る。

## **1—3 記録の作成及び保管**

---

- ・以下の農場の飼養衛生管理に関する記録様式を整備し、【保存期間（少なくとも1年間）】保管する。

- ①衛生管理区域に立ち入った者

- 氏名、住所、所属、立入年月日、目的、消毒実施の有無、当日の他の畜産関係施設・（県外）大臣指定地域への立入りの有無、海外や他の畜産関係施設で使用した物品の持ち込みの有無

- ②過去一週間以内に海外から入国、帰国した者

- 全ての滞在国または地域の名称、現地における畜産関係施設への出入りの有無

- ③農場従業員で海外渡航した者

- 滞在期間及び国名または地域名、海外で使用した衣類の農場への持込み

- ④導入家畜

- 家畜種類、頭数、健康状態、導入元農場名、導入年月日

- ⑤出荷・移動家畜

- 家畜種類、頭数、健康状態、出荷・移動先、出荷・移動の年月日

- ⑥飼養家畜

- 頭数、月齢、異状の有無、獣医師等の診療結果、投薬等処置状況

- ⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導

- 指導内容、指導年月日

※上記以外に整備が必要な記録簿

○備品台帳（2－5関連）

○作業日誌（4－1・4・5・7・8関連）

---

## **1—4 豚の健康観察**

---

- ・【頻度】、担当獣医師から家畜の健康管理について指導を受ける。
- ・毎日、家畜の健康観察を実施する。

## 1—5 特定症状が確認された場合の対応

特定症状のいずれかが確認された場合は以下のとおり対応する。

- ・家畜保健衛生所への速やかに通報する。
- ・農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排泄物の出荷及び移動を禁止する。
- ・衛生管理区域内にある物品の衛生管理区域外への持出を禁止する。

### 【豚熱・アフリカ豚熱の特定症状】

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。
- ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。
  - (1) 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - (2) 便秘、下痢
  - (3) 結膜炎（目やに）
  - (4) 歩行困難、後転麻痺、けいれん
  - (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
  - (6) 流死産等の異常産の発生
  - (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ $\mu$ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。



### 【口蹄疫の特定症状】

- ① 39.0°C以上の発熱及び泡沫（まつ）性流涎（ぜん）、跛（は）行、起立不能、泌乳量の大  
幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又  
は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱（ほう）、びらん、潰瘍又は瘢（はん）痕  
(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること（鹿にあっては、  
39.0°C以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- ② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜  
舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養してい  
る場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びそ  
の前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温  
の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが  
明らかな場合は、この限りでない。

## 1—6 特定症状以外の症状が確認された場合の対応

特定症状以外の症状（家畜死亡率の急激な上昇または同様の症状を呈してい  
る家畜の増加）が確認された場合の対応は以下の通りとする。

- ・獣医師の診療・指導または家畜保健衛生所の指導を受け、その指示に従う
- ・監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜  
の出荷及び移動を禁止する。
- ・監視伝染病にかかっていることが確認された場合、家畜保健衛生所の指導  
に従う。

## 2 農場外での対策

### 2-1 農場外の家畜等の取扱い禁止

- 原則、農場外で飼養豚等を扱ったり、野生動物に接触する行為はしない。
- やむを得ない事情（※1、2）がある場合、【飼養衛生管理者名等】に事前に申し出た上で、交差汚染防止対策を講ずること。

(※1) 自宅で豚またはいのししを飼養している場合

自宅での飼養管理を行った後、シャワーで全身を洗浄した上で、洗濯済の衣類及び靴に交換して出勤する。

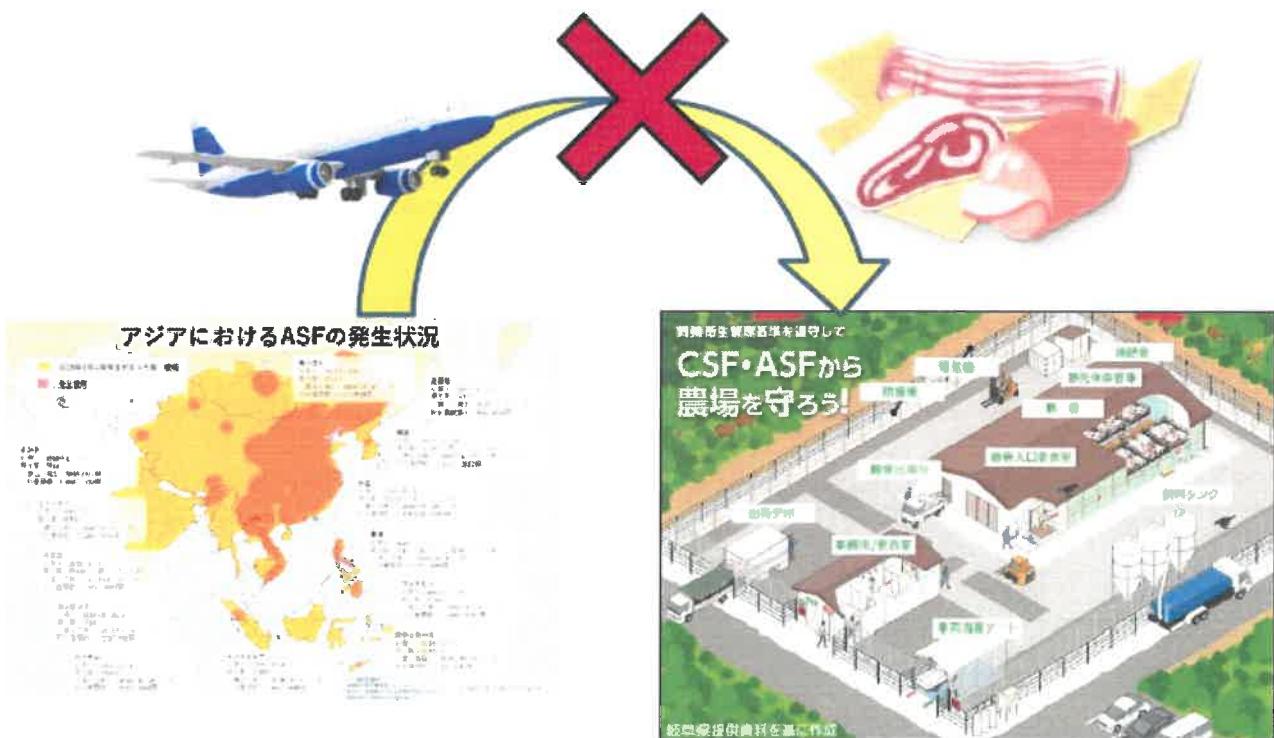
(※2) 地域の鳥獣害対策に従事した場合

従事後、農場に直行せず、自宅のシャワーで全身を洗浄した上で、洗濯済の衣類及び靴に交換して出勤する。また鳥獣害対策に使用した器具・機材は農場に持ち込まない。



## 2-2 海外からの肉製品の持込み禁止

- ・海外から肉製品を持ち込んではならない。郵送も不可。
- ・【飼養衛生管理者名】は、従業員に対し、【頻度】、研修を開催し、外国から、豚肉、ソーセージ、餃子等の原材料に肉を含む食品を持ち込まないことを徹底する。



## 2-3 海外渡航時及び帰国後の対策

原則、アフリカ豚熱や口蹄疫等が発生している地域へ渡航しない。

※最新の発生地域は、農林水産省ウェブサイトを確認する。

やむを得ず、海外渡航する場合は、以下の事項を遵守する。

- ・事前に【飼養衛生管理者名】に渡航先、渡航期間を申し出る。
- ・渡航先では、畜産関係施設に立ち寄らない。
- ・帰国後は、帰国したことを【飼養衛生管理者名】に報告し、帰国後一週間は、当農場を含め他の畜産施設等にも立ち入らない。

## **2－4 他の畜産関係施設等に立ち入った者への措置**

以下の者が衛生管理区域へ立ち入ることを禁止する。

- ・【制限する日数又は時間】以内に他の畜産関係施設等や大臣指定地域に立ち入った者。
- ・過去一週間以内に海外から入国し、または帰国した者。

獣医師や飼料会社についても上記の対応とするが、豚の異状の発見など緊急の対応を要する場合は、消毒・更衣等の必要な手続きを経た上で衛生管理区域へ立ち入る。

## **2－5 農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具機材等を農場内へ持ち込まないための取組み**

- ・病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産施設等で使用した物品や海外で使用した衣服等）は持ち込まない。
- ・豚舎や関連施設の修繕に係る工具、機材等は衛生管理区域内に備えつけ、原則として、衛生管理区域外へ持ち出さない。
- ・やむを得ず持ち込む場合は、以下の事項を遵守する。
  - ①従業員は事前に【飼養衛生管理者名】に申し出る。
  - ②従業員は衛生管理区域に持ち込む際、飼養衛生管理者の立ち会いのもと消毒を行う。※物品の消毒方法は、添付の作業手順を参照する。
  - ③従業員は持ち込んだ機材を使用後、衛生管理区域内の倉庫に保管し、備品台帳に記録する。
  - ④【飼養衛生管理者名】は【定められた点検日】に台帳に記載の備品が倉庫に保管されているか確認する。

## **2－6 愛玩動物の飼育禁止**

- ・猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内に持ち込んだり、衛生管理区域内で餌やりをするなど飼育をしない。

※サブエリアがない場合は、項目を削除

### 3 サブエリアに入る際の対策

#### 3-1 サブエリア入場時の動作フロー

---

- ① サブエリアに立ち入る者は、【場所】で靴底の消毒、手指の洗浄・消毒を行う。
- ② 【場所】に設置した台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。
- ③ サブエリア入口にて、サブエリア専用の靴に履き替える。

※手指の洗浄・消毒方法及び靴の着用方法は、添付の作業手順を参照。

#### 3-2 サブエリアへの車両入場時の動作フロー

---

- ① サブエリアに車両で立ち入る者は、【場所】に設置された台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。  
なお、従業員は農場外の専用駐車場に駐車し、事務所の従業員用の台帳に記帳すること。
- ② 【場所】で車両を消毒する。【薬剤名・希釀倍率等】
- ③ サブエリア内で車両から降りて作業する場合、【場所】に用意してあるサブエリア専用のフロアマットと交換する。ペダルについても備え付けの消毒液を使って消毒する。
- ④ 台帳に入場時の消毒の実施について記帳する。
- ⑤ 手指の洗浄・消毒を行う。
- ⑥ 設置された長靴を着用し、入場する。

※車両の消毒方法、手指の洗浄・消毒方法及び長靴の着用方法は、添付の作業手順を参照

## 4 衛生管理区域に入る際の対策

### 4-1 入場時の動作フロー

- ① 農場従業員以外の者が衛生管理区域に立ち入る場合は、事前に来場前【期間】の行動履歴を記した書面を提出し、【飼養衛生管理者名】から立ち入りの許可を受ける。
  - ② 【場所】で靴底の消毒、手指の洗浄・消毒を行う。
  - ③ 【場所】に設置した台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。
  - ④ 更衣室にて、着用を認めるアンダーウェア等以外は脱衣し、専用衣服・靴・手袋を着用する。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照。

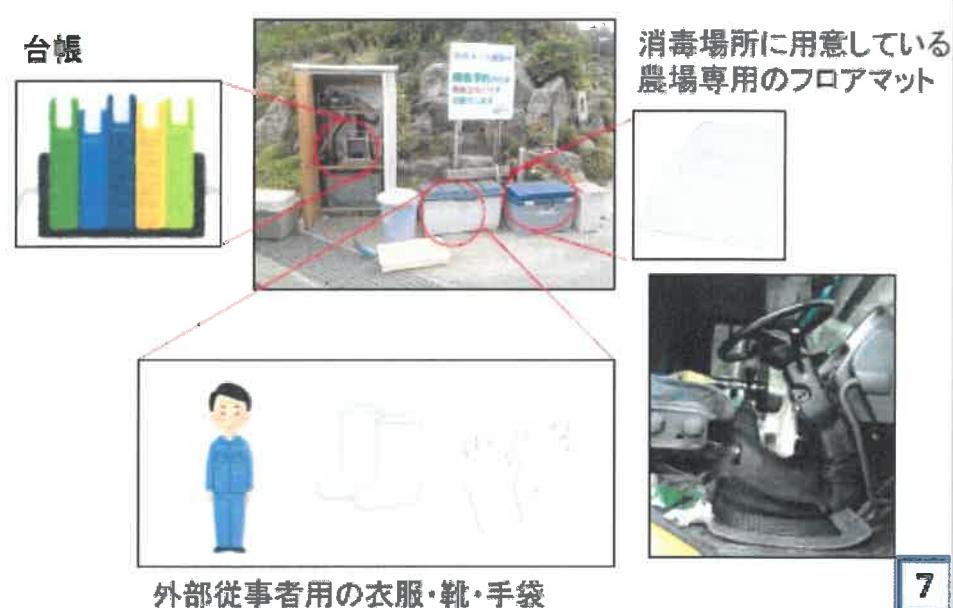


※サブエリアがある場合は、原則、衛生管理区域内へ車両を入れないこととし、項目削除

## 4－2 車両入場時の動作フロー

- ① 卫生管理区域に車両で立ちに入る者は、【場所】に設置された台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。  
なお、従業員は衛生管理区域外の専用駐車場に駐車し、事務所の従業員用の台帳に記帳すること。
- ② 【場所】で車両を消毒する。【薬剤名・希釀倍率等】
- ③ 卫生管理区域内で車両から降りて作業する場合、【場所】に用意してある衛生管理区域専用のフロアマットと交換する。ペダルについても備え付けの消毒液を使って消毒する。
- ④ 台帳に入場時の消毒の実施について記帳する。
- ⑤ 手指の洗浄・消毒を行う。
- ⑥ 設置された衣服・長靴・手袋を着用し、入場する。

※車両の消毒方法、手指の洗浄・消毒方法及び衣服・長靴・手袋の着用方法は、添付の作業手順を参照



## 4－3 導入する豚に関する確認事項

○導入時に以下の事項を確認し、記録様式に記録する。

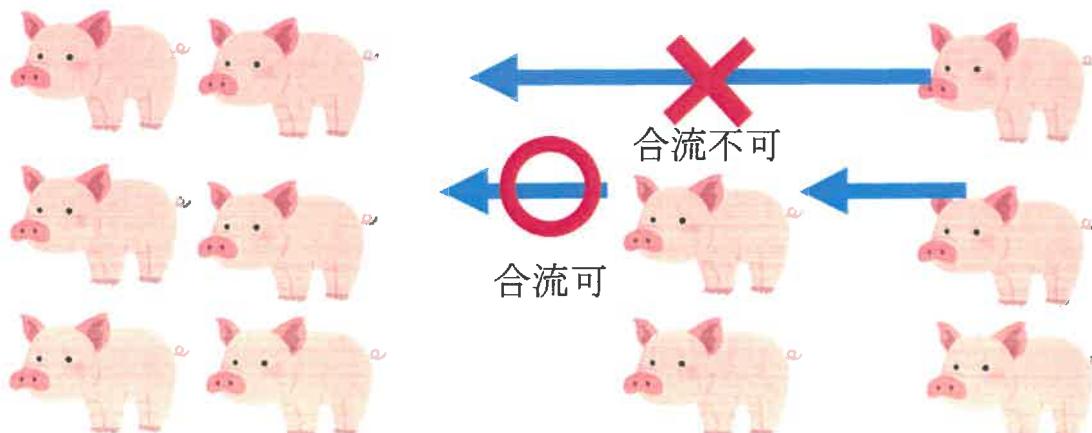
- ・導入元農場における家畜伝染性疾病的発生状況
- ・導入する豚の健康状態

導入元農場において家畜伝染性疾病的異状がある場合や導入する豚に異状がみられる場合は導入を見合わせる。

○県外からの豚の導入にあたっては、導入2週間前までに【管轄する家畜保健衛生所名】に「豚の導入計画表」を提出する。

## 4－4 導入した豚の一時隔離

導入豚に家畜伝染性疾病に関する異状がないことを確認するまでの間、【隔離期間】、【場所】で隔離を行う。



飼養豚

導入後一時隔離終了

導入豚

## **5 衛生管理区域の管理及び対策**

### **5—1 衛生管理区域内の整理整頓・清掃・消毒**

---

- ・資材等の保管場所の担当者は、以下のとおりとする。

飼料保管庫 【従業員名】

資材保管庫 【従業員名】

薬品庫 【従業員名】

事務所 【従業員名】 ※農場の実情に応じて適宜加筆する。

- ・毎週【曜日】に整理・整頓し、業務日誌に記録する。
- ・衛生管理区域内の各施設（エリア）について、清掃担当者を定め、【頻度】、清掃・消毒を実施する。
- ・【除草の頻度】、衛生管理区域内及び防護柵の周囲を除草し、●m幅で石灰を散布し、作業日誌に記録する。

### **5—2 飼養豚の健康観察**

---

- ・毎日、豚舎ごとの責任者が出生及び死亡の状況、異状の有無などを含む健康状態を確認する。

## 5—3 飼料対策（野生動物の誘引防止）

### ○こぼれ餌の清掃

- ・【従業員名】は、豚舎周囲を毎日見回り、こぼれ餌があればその都合、清掃する。
- ・【従業員名】は毎週【曜日】、タンクの下に消石灰を散布し、業務日誌に記録する。



- ・従業員は給餌後に給餌車の蓋を閉め、各部に破損がないか確認する。
- ・破損があった場合は、隨時修理し、【飼養衛生管理者名】に報告後、業務日誌にも記録する。



## **5—4 飲水対策（「飲用に適した水」の確保）**

---

### ○飲用水の対策

- ・【従業員名】が毎朝、塩素消毒装置の稼働状況を確認する。
- ・【従業員名】が飲水の塩素濃度チェックを1日【回数】実施し、記録する。塩素濃度に異常が確認された場合、装置に故障がないか確認し、故障の場合、【飼養衛生管理者名】に報告後、業務日誌にも記録する。
- ・【飼養衛生管理者名】は業者に装置の修繕を依頼する。
- ・【従業員名】が【頻度】、業者への手配により水質検査を実施し、【飼養衛生管理者名】に結果を報告し、結果は事務所のファイルに保管する。



### ○水場の対策

水道水や非解放系の井水を使用する。やむを得ずため池や沢水を利用する場合は以下の水場対策を講じること。

- ・【従業員名】は水場の防鳥ネットについて、毎週【曜日】、破損の有無を確認する。破損が確認された際は、隨時補修し、【飼養衛生管理者名】に報告後、事務所の作業日誌に記録する。

## **5—5 野生動物の侵入防止対策**

### ○衛生管理区域外周の見回り

- ・毎週【曜日】【従業員名】が、衛生管理区域の外周を見回り、野生動物の痕跡（糞、足跡、掘り返し跡等）がないか確認する。確認された場合、【飼養衛生管理者】に報告後、作業日誌に記録する。

### ○衛生管理区域出入口や豚舎入口の扉

- ・衛生管理区域出入口の扉は、入退時以は常時閉め切りとする。
- ・豚舎入口の扉は、豚舎出入り時以外は常時閉め切りとする。



### ○防護柵・防鳥ネット

- ・毎週【曜日】、【従業員名】が防護柵と防鳥ネットの破損がないか見回りを行う。破損があった場合は、【飼養衛生管理者名】に報告後、速やかに補修し、対応内容を作業日誌に記録する。



### ○除草・整理整頓

- ・【頻度】、衛生管理区域内及び防護柵の周囲を除草する。
- ・作業の都度（もしくは毎日の業務終了後）に、農場内の整理整頓を行い、所定の保管場所に資機材を保管する。

## **5—6 死亡豚等への野生動物の接触防止対策**

### ○死体等の適正な保管

- ・従業員は、死亡豚や胎盤を発見したら、特定症状等の異常がないことを確認し、保管庫に運搬する。

## **5—7 へい獸保管庫及び付帯設備の適切なメンテナンス**

- ・【従業員名】は死体回収日（毎週【曜日】）に、保管庫が空になった後、デッキブラシで汚れを落としながら洗浄し、消毒する。（【薬剤名・希釈倍率等】）
- ・洗浄水は排水溝に流す。
- ・保管庫及び動力噴霧器に破損があった場合、隨時補修し、【飼養衛生管理者名】に報告し、作業日誌にも記録する。

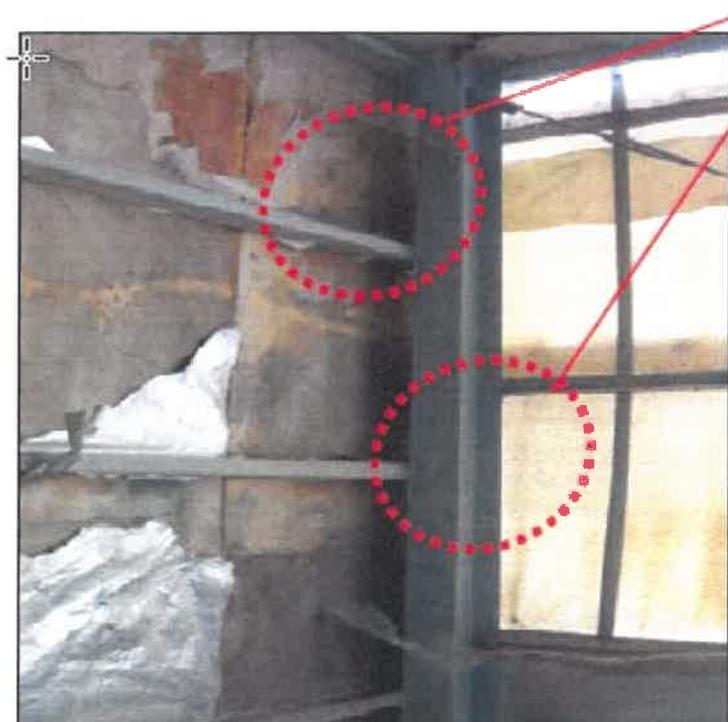


## 5—8 ネズミ対策

豚舎を担当する従業員は以下の対策を実施する。

- ・毎日、豚舎の屋根や壁面に破損等による穴がないかを確認し、発見した場合は速やかに補修する。
- ・給餌後【時間】以内に、通路にこぼれた餌を掃除する。
- ・毎週【曜日】に、ネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況をチェック表に記録する。
- ・侵入跡が確認された場合、【従業員名】が侵入跡一帯に粘着シートを設置するとともに、その周囲に殺鼠剤を撒く。
- ・対策の実施状況は、【飼養衛生管理者名】に報告し、作業日誌にも記録する。

殺鼠剤の設置箇所



### 【殺鼠剤散布時の注意点】

- ① 手袋を着用する。
- ② 畜舎の隅に配置する。
- ③ 豚が誤飲しないようにする。

## **6 豚舎の管理及び対策**

### **6—1 豚舎に立ちに入る際の動作フロー**

---

- ① 豚舎更衣室入室前に衣服や靴に付着した排せつ物や汚泥を落とす。
- ② 更衣室脱衣エリアで衛生管理区域用の衣服・靴・手袋を脱ぐ。
- ③ 脱いだ衣服・靴・手袋は脱衣エリアで保管（または廃棄）し、着衣エリアには持ち込まない。
- ④ 手指を洗净・消毒する。
- ⑤ 着衣エリアで豚舎専用衣服・靴・手袋を着用し、更衣後は脱衣エリアに戻らない。
- ⑥ 豚舎更衣室出口に設置した台帳に入場時刻、氏名を記帳する。

※同日の豚舎間の移動は、豚の生産の流れ（ピッグフロー）に沿って行う。

### **6—2 豚舎から退出する際の動作フロー**

---

- ① 豚舎更衣室入室前に衣服や靴に付着した排せつ物や汚泥を落とす。
- ② 豚舎更衣室脱衣エリア（入場時の着衣エリア（以下同じ））で豚舎専用衣服・靴・手袋を脱ぐ。
- ③ 脱いだ衣服・靴・手袋は脱衣エリアで保管（または廃棄）し、着衣エリア（入場時の脱衣エリア（以下同じ））には持ち込まない。
- ④ 手指を洗净・消毒する。
- ⑤ 豚舎更衣室入口に設置した台帳に退場時刻を記載する。
- ⑥ 豚舎更衣室着衣エリアで衛生管理区域用の衣服・靴・手袋を着用し、更衣後は脱衣エリアに戻らない。

## **6—3 豚舎外からの持込みの防止**

---

飼養に必要のない物は豚舎へ持ち込まない

- ・豚舎間で豚を移動させる際は【手段】により、豚舎外の病原体との接触を防止する。
- ・豚舎間で機械・器具を共有しない。ただし、他の豚舎に機械・器具を持ち込む際は、豚舎出入口付近で洗浄・消毒を実施する。
- ・洗浄・消毒後の機械・器具は【場所※】で乾燥させる。  
※乾燥場所は、洗浄時の洗浄水が飛び散る場所や汚染物が持ち込まれる場所、屋根がない等の野鳥の糞が付着する可能性がある場所を避けて設定する。

## **6—4 豚舎内で使用する器具の定期的な洗浄及び消毒**

飼養管理に使用する器具の洗浄・消毒の頻度は以下のとおりとする

- ・飼養管理に使用する器具は、毎日、作業終了後に洗浄・消毒する。
- ・注射針は原則、一頭一針とし、使用後は針捨て箱を消毒する。
- ・人工授精器具・その他物品は、一頭ごとに交換または消毒する。
- ・洗浄・消毒後の器具は【場所※】で乾燥させる。  
※乾燥場所は、洗浄時の洗浄水が飛び散る場所や汚染物が持ち込まれる場所、屋根がない等の野鳥の糞が付着する可能性がある場所を避けて設定する。

## 7 衛生管理区域から出る際の対策

## 7-1 退場時の動作フロー

- ① 衛生管理区域更衣室入室前に衣服や靴に付着した排せつ物や汚泥を落とす。
  - ② 更衣室脱衣エリアで衛生管理区域用の衣服・靴・手袋を脱ぐ。
  - ③ 手指を洗浄・消毒する。
  - ④ 【場所】に設置した台帳に退場時刻を記帳する。なお、農場従業員は退勤時、農場従業員用の台帳に記帳すること。

※衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。



筆者ごとに設問された旨

【經典遊戲A】集者高】布和○棋 ◎◎圍場 入邊權利範圍						
序號	起點位置	權利範圍	規則	說明	年齡	說明(以2歲為例)
1	1	1			3~6歲	官、相
2	2	1~2			3~6歲	官、相
3	3	1~3			3~6歲	官、相
4	4	1~4			3~6歲	官、相
5	5	1~5			3~6歲	官、相
6	6	1~6			3~6歲	官、相
7	7	1~7			3~6歲	官、相
8	8	1~8			3~6歲	官、相
9	9	1~9			3~6歲	官、相
10	10	1~10			3~6歲	官、相
11	11	1~11			3~6歲	官、相
12	12	1~12			3~6歲	官、相

※サブエリアがある場合は、衛生管理区域内へ車両を入れないこととし、項目を削除

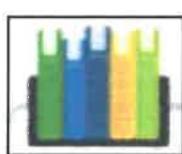
## 7—2 車両退場時の動作フロー

- ①衛生管理区域専用のフロアマットは、消毒場所に備付けの消毒用ポリバケツ【濃度】に入れる。
- ②消毒場所で車両を消毒する。
- ③専用の衣服・靴を脱ぎ、消毒場所に備付けの消毒用ポリバケツに入れる。
- ④手袋を脱ぎ、消毒場所に設置してあるゴミ箱に捨てる。
- ⑤手指を洗净・消毒する。
- ⑥台帳に退場時刻を記帳する。

※車両の消毒方法、衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗净・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

【従業員名】は毎日使用済の衣服・靴・フロアマットをポリバケツから取り出し、水洗いする。ポリバケツは新しい水に入れ換え、消毒薬を入れて元の場所に戻す。

台帳



衣服・靴収用



フロアマット収用



## 7-3 飼養豚の出荷又は移動時の健康観察

飼養豚を出荷または農場外へ移動させる場合は、移動前に特定症状またはその他の疾病に関連する症状がないかを確認した上で移動を実施する。

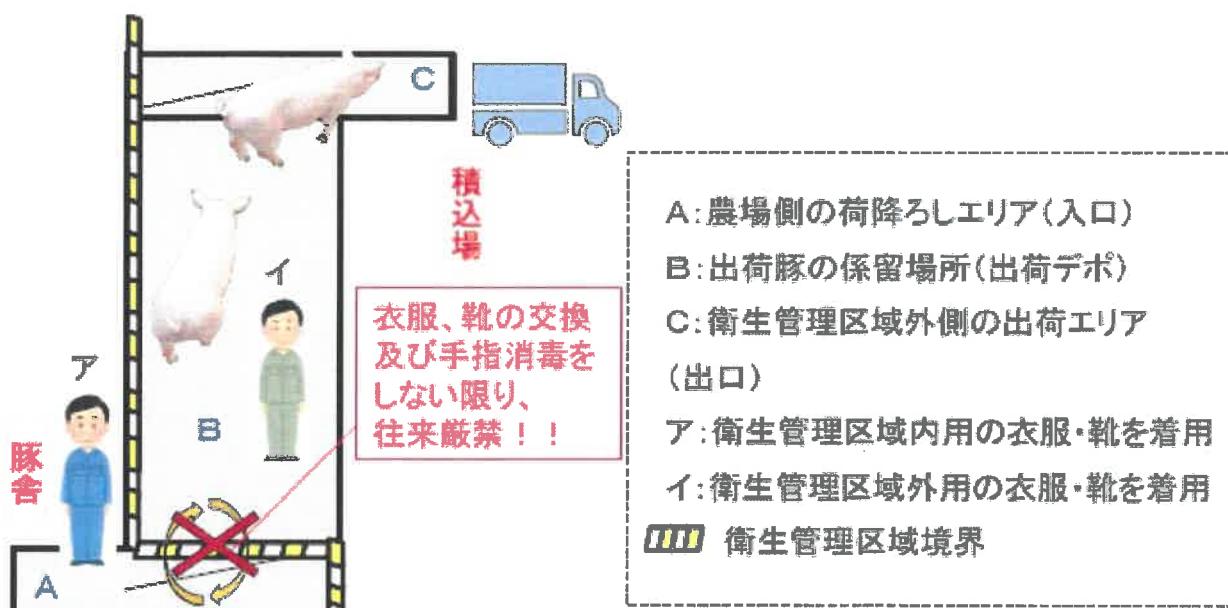
健康観察の結果は台帳に記帳する。

## 7-4 出荷デポにおける交差汚染防止対策

豚を出荷デポに収容後は、衛生管理区域外の衣服・靴へ着替え、積込み作業を行い、積込み後、出荷デポの洗浄・消毒を行う。

- 【従業員ア】は、豚を衛生管理区域内（A側）から出荷デポ（B側）に追い込む。その際、出荷デポには立ち入らない。
- 【従業員イ】は、出荷デポから豚をトラック（C側）へ積込む。その際、衛生管理区域（A側）には立ち入らない。
- 全ての豚を積込み後、【従業員イ】は、出荷デポ（B側）を洗浄・消毒し、洗浄水は側溝に流す。

※衛生管理区域内に戻る際は、衣服・靴を交換する。



## **7－5 衛生管理区域からの物品の持出し**

原則として衛生管理区域内で飼養管理に使用する物品は衛生管理区域外に持ち出さない。

衛生管理区域から持ち出しを行う場合は、以下の事項を遵守する。

- ・【従業員名】は事前に持ち出しの目的を【飼養衛生管理者名】に申し出る。
- ・【従業員名】は衛生管理区域から持ち出す際に飼養衛生管理者立ち会いのもと洗浄・消毒を十分に実施する。

※物品の消毒方法は、添付の作業手順を参照する。

- ・【飼養衛生管理者】は持ち出された機材の内容、持ち出し目的、持ち出し日を備品台帳に記録する。

※サブエリアがない場合は、項目を削除

## **8 サブエリアから出る際の対策**

### **8－1 サブエリア退場時の動作フロー**

- ① サブエリア出口の前で衣服や靴に付着した排せつ物や汚泥を落とす。
- ② サブエリア出口でサブエリア専用の靴を脱ぐ。
- ③ 手指を洗浄・消毒する。
- ④ 【場所】に設置した台帳に退場時刻を記帳する。なお、農場従業員は退勤時、農場従業員用の台帳に記帳すること。

※靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。

### **8－2 サブエリアからの車両退場時の動作フロー**

- ① サブエリア専用のフロアマットは、消毒場所に備付けの消毒用ポリバケツ【濃度】に入れる。
- ② 消毒場所で車両を消毒する。
- ③ サブエリア専用の靴を脱ぎ、消毒場所に備付けの消毒用ポリバケツに入れる。
- ④ 手指を洗浄・消毒する。
- ⑤ 台帳に退場時刻を記帳する。

※車両の消毒方法、靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順を参照すること。